

第2号様式中「特定不妊治療受診等証明書」を「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に、「患者識

別番号※」を「症例登録番号※1」に、

領収金額	[今回の治療にかかった金額合計※保険外診療に限る]
	領収金額 円

を

領収金額	[今回の治療にかかった金額合計 ※2 保険外診療に限る]
	領収金額 円

に、

備考 (院外処方、その他) ※3	
------------------------	--

「(※) 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した患者識別番号を転記してください。」を

「※1) 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。」

※2) 保険外診療の治療費額のみ記載してください。ただし、入院料、食事代、文書料、凍結胚の管理料など、直接治療に関係ない費用は含みません。に改める。

※3) 院外処方を指示した場合や、主治医の判断により治療の一部を他の医療機関で行った場合は、各指示内容をこの欄へ記載してください。この記載がないと助成対象とみなすことができません。」

別記第2号様式の次に次の別図を加える。

別図(第5条関係)
体外受精・顕微授精の治療スケジュールと助成対象範囲

治療内容	採卵まで		受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植		助成対象範囲										
	薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)		採卵	採精(夫)	新鮮胚移植	凍結胚移植	妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)								
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	1日	10日	1日	7~10日	1日	10日	1日	1日	
A 新鮮胚移植を実施																
B 凍結胚移植を実施*																
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施																
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了																
E 受精できず 又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止																
F 採卵した卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止																
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止																
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止																

* B：採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

附 則			
<p>この告示は、平成25年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱第5条の規定は、同年4月1日以後に終了した特定不妊治療に係る助成金の交付について適用し、同日前に終了した特定不妊治療に係る助成金の交付については、なお従前の例による。</p> <p>(平成25年3月28日揭示済)</p>		<p>奈良市告示第195号</p> <p>住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により次のとおり公表します。</p> <p>平成25年3月28日</p> <p>奈良市長 仲川元庸</p>	
平成23年4月1日～平成24年3月31日閲覧者		(市民課)	
閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
NHK放送文化研究所 (株)中央調査社	2011年6月全国接触者率調査	平成23年4月21日	中辻町、北京終町 7歳以上(平成16年12月末日まで生まれ)の男女
NHK放送文化研究所 (株)中央調査社	「テレビなどのメディア利用についての調査」	平成23年5月10日	東九条町 7歳以上(平成16年12月末日まで生まれ)の男女
奈良県総務部知事公室 (株)地域社会研究所	「県民アンケート」調査の対象者抽出	平成23年5月12日	油留木町、東包永町、雑司町、今在家町、青山一丁目、青山八丁目、不審ヶ辻町、川之上突抜町、紀寺町、南紀寺町一丁目、元興寺町、西新屋町、南京終町、南風呂町、南魚屋町、南京終町四丁目、下御門町、上三条町、北風呂町、坊屋敷町、北半田西町、高天市町、船橋町、三条栄町、油阪町、大宮町三丁目、芝辻町二丁目、大安寺五丁目、四条大路南町、八条町、尼辻北町、南新町、五条畑二丁目、六条町、西ノ京町、六条西四丁目、二条大路南五丁目、四条大路二丁目、秋篠町、歌姫町、菅原町、疋田町、西大寺国見町二丁目、西大寺野神町一丁目、宝来二丁目、平松四丁目、山町、長谷町、沓掛町、別所町、北野山町、南庄町、中ノ川町、月ヶ瀬尾山、都祁友田町、都祁白石町、萩町 20歳以上の全住民
(株)三菱総合研究所 (株)サーベイリサーチセンター	「2011年度旅行・観光消費動向調査」	平成23年6月8日	東九条町 平成23年4月1日以前に生まれた男女
近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所	土地改良法第87条の3に基づく、国営事業実施の妥当性の検証のうち主に事業の公益的な効果を推定(評価)するために実施する地域住民を対象としたアンケート調査	平成23年6月24日	窪之庄町、池田町、田中町、今市町 20歳以上の男女

公益財団法人 新聞 通信調査会	「第4回メディアに関する全国 世論調査」	平成23年7月7日	菅原町 満18歳以上（平成5年7月末まで生まれ）の男女
(株)中央調査社			
(株)時事通信社	住民意識調査	平成23年7月27日	南京終町、芝辻町、中山町、今市町 20歳以上の男女
(株)中央調査社			
国土交通省近畿地方 整備局木津川上流河 川事務所	「河川環境整備 事業に関するア ンケート調査」	平成23年8月2日	広岡町、下狭川町、柳生下町、奥ヶ原町、阪原町、西狭 川町、柳生町、狭川東町、邑地町、狭川両町、北村町、 須川町、大柳生町、大保町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬長引、 南庄町、月ヶ瀬桃香野、東鳴川町、中ノ川町、法用町、 丹生町、青山八丁目、川上町、月ヶ瀬月瀬、平清水町、 忍辱山町、北野山町、生疏里町、大慈仙町、水間町、白 毫寺町、大平尾町、春日野町、誓多林町、沓掛町、此瀬 町、日笠町 20歳以上の個人
(株)建築技術研究所大 阪本社			
奈良県くらし創造部 人権施策課	若者の人権意識 調査	平成23年8月4日	西笹鉾町、北袋町、西包永町、多門町、内侍原町、北市 町、法華寺町、法連佐保山一丁目、法蓮町、奈保町、三 条松町、三条栄町、三条川西町、三条町、油阪町、三条 本町、三条宮前町、三条添川町、三条大宮町、大宮一丁 目～四丁目、大宮六丁目～七丁目、芝辻町、芝辻町一丁 目～四丁目、恋の窪一丁目～三丁目、恋の窪東町、四条 大路町、柏木町、八条一丁目、八条五丁目、大安寺西一 丁目、大安寺西三丁目、大安寺一丁目～七丁目、六条緑 町一丁目～三丁目、七条町、七条一丁目、七条東町、西 ノ京町、二条町一丁目～三丁目、六条西一丁目～六丁目、 二条大路南四丁目～五丁目、三条大路一丁目～五丁目、 四条大路一丁目～五丁目、押熊町、中山町、山陵町、秋 篠町、秋篠早月町、秋篠三和町一丁目、秋篠新町、敷島 町一丁目～二丁目、歌姫町、西大寺小坊町、西大寺新田 町、西大寺新池町、西大寺高塚町、西大寺宝ヶ丘、西大 寺国見町一丁目～二丁目、西大寺北町一丁目～四丁目、 菅原町、五条畑一丁目～二丁目、六条町、六条一丁目、 疋田町、疋田町二丁目～五丁目、西大寺東町一丁目、西 大寺新町一丁目～二丁目、西大寺本町、西大寺栄町、西 大寺南町、西大寺国見町一丁目、西大寺芝町一丁目～二 丁目、西大寺野神町一丁目～二丁目、西大寺竜王町一丁 目、西大寺赤田町一丁目～二丁目、宝来一丁目～四丁目、 平松一丁目～五丁目、東九条町、西九条町、杏町、西九 条町一丁目～三丁目、北永井町、北之庄町、南永井町、 神殿町、出屋敷町、北之庄西町一丁目、古市町、八島町、 鹿野園町、藤原町、横井一丁目～三丁目、横井五丁目、 窪之庄町、池田町、山町、今市町、田中町、米谷町、中 畑町、高樋町、茗荷町、矢田原町、柚ノ川町、水間町、 五条一丁目～三丁目、尼辻北町、尼辻中町、尼辻南町、 尼辻西町、尼辻町、横領町、南新町、佐紀町、五条西一 丁目～二丁目、五条町、赤膚町、押上町、川久保町、今 小路町、東笹鉾町、雑司町、手貝町、川上町、東之阪町、 水門町、般若寺町、奈良阪町、青山一丁目～八丁目、佐
(株)地域社会研究所			

			<p>保台二丁目～三丁目、佐保台西町、鶴町、紀寺町、高畑町、白毫寺町、東紀寺町一丁目～三丁目、南紀寺町一丁目～五丁目、中辻町、肘塚町、東木辻町、瓦堂町、北京終町、南京終町、京終地方東側町、南中町、南袋町、南風呂町、大森町、大森西町、西木辻町、南魚屋町、杉ヶ町、南肘塚町、桂木町、南京終町一丁目～五丁目、南京終町七丁目、餅飯殿町、東城戸町、北半田西町、高天市町、南庄町、都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町、柳生町、柳生下町、奥ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、大柳生町、阪原町、忍辱山町、須川町、生琉里町、東鳴川町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野 満15歳以上19歳以下の男女</p>
<p>奈良県産業雇用振興部商業振興課</p>	<p>奈良県の消費実態を明らかにし、今後の施策の参考とするための県内消費実態調査</p>	<p>平成23年 8月22日</p>	<p>押上町、油留木町、南半田東町、北半田東町、川久保町、今小路町、青山一丁目～八丁目、佐保台二丁目～三丁目、佐保台西町、西寺林町、今御門町、南市町、元林院町、樽井町、餅飯殿町、光明院町、下御門町、勝南院町、北室町、椿井町、角振町、中御門町、東笹鉾町、東包永町、西包永町、雑司町、手貝町、川上町、東之阪町、北御門町、春日野町、今在家町、水門町、般若寺町、奈良阪町、東笹鉾町、西笹鉾町、北川端町、北袋町、多門町、阪新屋町、奥芝町、西新在家町、菖蒲池町、内侍原町、船橋町、畑中町、法華寺町、北市町、法蓮町、法連佐保山一丁目、芝辻町、芝辻町一丁目～四丁目、大宮町一丁目～七丁目、三条町、三条松町、三条栄町、三条川西町、三条本町、下三条町、三条宮前町、三条添川町、三条大宮町、今辻子町、油阪町、西之阪町、六条西一丁目～六丁目、二条大路南一丁目～三丁目、三条大路二丁目、六条緑町一丁目～三丁目、七条町、七条西町一丁目、尼辻北町、五条一丁目～三丁目、恋の窪一丁目～三丁目、恋の窪東町、四条大路南町、西大寺東町一丁目、西大寺新町一丁目～二丁目、西大寺本町、西大寺南町、西大寺国見町一丁目～二丁目、西大寺北町一丁目～四丁目、西大寺赤田町一丁目、西大寺芝町一丁目～二丁目、西大寺野神町一丁目～二丁目、西大寺竜王町一丁目、宝来一丁目～五丁目、平松一丁目～五丁目、疋田町三丁目～五丁目、柏木町、八条一丁目、八条三丁目、八条五丁目、大安寺一丁目～七丁目、大安寺西一丁目、大安寺西三丁目、肘塚町、東木辻町、瓦堂町、北京終町、小西町、漢国町、東寺林町、北室町、東城戸町、上三条町、奥子守町、寺町、北向町、小川町、西城戸町、東向南町、西御門町、小西町、林小路町、登大路町、中筋町、東向北町、大豆山突抜町、花芝町、宿院町、鍋屋町、南半田中町、南半田西町、北半田西町、北半田中町、押小路町、後藤町、高天市町、東紀寺町一丁目～三丁目、南紀寺町一丁目～三丁目、三条松町、芝突抜町、紀寺町、西紀寺町、高畑町、白毫寺町、鶴福院町、鶴町、公納堂町、福智院町、十輪院畑町、川之上突抜町、川之上町、築地之内町、納院町、薬師堂町、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町</p>
<p>(株)サーベイリサーチセンター</p>			<p>奈良市全域の20歳以上の住民</p>

公益財団法人笹川スポーツ財団 (株)日本リサーチセンター	「子ども・青少年の運動・スポーツ活動に関する全国調査」	平成23年8月24日	北永井町 4～19歳の男女
金融力調査 (株)日本リサーチセンター	「金融力調査」	平成23年8月24日	芝辻町一丁目、白毫寺町 15～64歳の男女
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 (社)新情報センター	「第9回飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査」	平成23年8月25日	山陵町 15～64歳の男女
内閣府経済社会総合研究所 (社)新情報センター	消費動向調査	平成23年9月1日	大宮町四丁目～六丁目、佐保台西町、佐保台二丁目～三丁目 20歳以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (社)中央調査社	「外交に関する世論調査」	平成23年9月13日	宝来三丁目 満20歳以上の(平成3年8月末日まで生まれ)男女
奈良県産業雇用振興部商業振興課 (株)日本出版	「県内消費実態調査」	平成23年9月20日	押上町、油留木町、南半田東町、北半田東町、川久保町、神殿町、中御門町、東包永町、西包永町、雑司町、手貝町、川上町、東之阪町、北御門町、春日野町、今在家町、水門町、般若寺町、奈良阪町、東笹鉾町、西笹鉾町、青山一丁目～八丁目、佐保台二丁目～三丁目、佐保台西町、北川端町、北袋町、多門町、阪新屋町、奥芝町、西新在家号所町、西新在家町、菖蒲池町、内侍町、船橋町、法華寺町、北市町、法蓮町、奈保町、半田開町、押熊町、中山町、山陵町、秋篠町、秋篠早月町、秋篠三和町一丁目～二丁目、秋篠新町、敷島町一丁目～二丁目、歌姫町、芝辻町、芝辻町一丁目～三丁目、大宮町二丁目～七丁目、三条町、三条栄町、三条川西町、三条本町、今辻子町、西之阪町、六条西一丁目～六丁目、二条大路南一丁目～三丁目、三条大路二丁目、六条緑町一丁目～三丁目、七条町、七条西町一丁目～二丁目、西ノ京町、七条東町、二条町一丁目～三丁目、尼辻北町、尼辻中町、尼辻南町、尼辻町甲、尼辻西町、横領町、佐紀町、五条一丁目～三丁目、五条西一丁目、西大寺東町一丁目、西大寺新町一丁目～二丁目、西大寺本町、西大寺南町、西大寺国見町一丁目、西大寺赤田町二丁目、西大寺小坊町、西大寺新田町、西大寺高塚町、西大寺宝ヶ丘、西大寺芝町一丁目～二丁目、西大寺野神町二丁目、西大寺竜王町一丁目、菅原町、青野町、若葉台一丁目～四丁目、疋田町、宝来町、宝来三丁目、平松二丁目、疋田町三丁目～五丁目、東九条町、西九条町、柏木町、八条町、八条五丁目、大森町、大安寺町、大安寺一丁目、大安寺西一丁目、恋の

			窪一丁目～三丁目、肘塚町、東木辻町、瓦堂町、北京終町、小西町、漢国町、大豆山突抜町、坊屋敷町、花芝町、鍋屋町、南紀寺町四丁目～五丁目、中新屋町、芝新屋町、元興寺町、中辻町、東寺林町、南市町、橋本町、光明院町、北室町、東城戸町、角振新町、上三条町、奥子守町、寺町、北向町、本子守町、小川町、北風呂町、東向南町、桂木町、東紀寺町一丁目～三丁目、南紀寺町一丁目～三丁目、南魚屋町、杉ヶ町、南京終町一丁目～五丁目、三条松町、南肘塚町、新薬師堂町、毘沙門町、芝突抜町、紀寺町、西紀寺町、高畑町、白毫寺町、鶴福院町、中院町、鵠町、公納堂町、福智院町、十輪院畑町、川之上突抜町、川之上町、築地之内町、納院町、古市町、鹿野園町、藤原町、横井一丁目、北永井町、南永井町、窪之庄町、池田町、山町、今市町、米谷町、北椿尾町、右京二丁目、神功一丁目、朱雀五丁目、邑地町、大柳生町、須川町、下狭川町、月ヶ瀬石打、都祁白石町、針町 20歳以上50歳未満の女性
NHK放送文化研究所 (株)中央調査社	「2011年11月全国接触者率調査」	平成23年9月28日	法蓮町 満7歳以上(平成16年12月末日まで生まれ)の男女
内閣府政策統括官付参事官 (株)新情報センター	高齢者の経済生活に関する意識調査	平成23年10月4日	平松三丁目3 55歳以上の男女
内閣府 子ども若者・子育て施策総合推進室 (株)新情報センター	親と子の生活意識調査	平成23年10月12日	青山一丁目～三丁目 平成8年4月2日～平成9年4月1日に出生の男女
NHK放送文化研究所 (株)中央調査社	「テレビ放送についての調査」	平成23年10月18日	宝来二丁目 20歳以上の男女(平成3年12月末日まで生まれ)
NHK放送文化研究所 (株)中央調査社	「防災・エネルギー・生活に関する世論調査」	平成23年10月20日	西大寺国見町二丁目、西大寺芝町一丁目 16歳以上(平成7年12月末日まで生まれ)の男女
独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (株)中央調査社	「第6回勤労生活に関する調査」	平成23年10月20日	尼辻中町 満20歳以上(平成3年10月末日まで生まれ)の男女
社団法人日本新聞協会 (株)新情報センター	メディアの接触と評価に関する調査(メディアについてのおたずね)	平成23年10月20日	尼辻北町 満15歳～79歳の男女

内閣府男女共同参画局推進課 (株)日本リサーチセンター	「男女間における暴力に関する調査」	平成23年11月16日	西ノ京町 20歳以上の男女（平成3年（1991年）11月30日までに生まれた人）
法務省 法務総合研究所 (社)新情報センター	「高齢者の日常生活に関する意識調査」の実施のための対象者抽出	平成23年11月29日	奈良阪町 昭和7年12月31日以前に出生の男女
自衛隊奈良地方協力本部	自衛官等募集に伴う広報	平成23年12月6日・7日・8日・12日	奈良市全域 平成2年4月2日から平成3年4月1日までの間に生まれた男女 平成6年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた男女 平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に生まれた男子
同志社大学 (社)新情報センター	生活意識に関する調査	平成23年12月7日	南紀寺町五丁目 20歳以上の男女
内閣府政策統括官付参事官 (社)新情報センター	平成23年度自殺対策に関する意識調査	平成23年12月7日	東九条町 20歳以上の男女
日本銀行サービス局 (社)中央調査社	生活意識に関するアンケート調査	平成23年12月13日	古市町 満20歳以上の男女（平成4年（1992年）1月31日以前の生年月日の方）
総務省情報通信国際戦略局 (社)中央調査社	「平成23年度通信利用動向調査」	平成23年12月14日	南紀寺町二丁目、六条緑町三丁目、六条町、西大寺高塚町、西大寺新池町 平成3年4月1日以前に生まれた男女
NHK放送文化研究所 (社)中央調査社	「日本人とメディアに関する調査」及び「ことばのゆれに関する調査」	平成23年12月15日	六条三丁目 20歳以上（平成3年12月末日まで生まれ）の男女
NHK放送文化研究所 (社)新情報センター	「安全保障意識」調査	平成23年12月16日	東紀寺町三丁目 20歳以上の男女
日本放送協会 (株)サーベイリサーチセンター	日本放送協会（NHK）が実施する「テレビ放送に関するアンケート」	平成24年1月12日	杏町、神殿町、三条大路一丁目、南京終町、平松二丁目、池田町、下深川町、月ヶ瀬石打 満20歳以上の男女
大阪商業大学（文部科学大臣認定） (社)中央調査社	「第9回生活と意識についての国際比較調査」	平成24年1月18日	敷島町、西ノ京町 20歳～89歳の男女（大正11年1月1日～平成3年12月31日生まれ）

<p>日本たばこ産業(株) (株)ビデオリサーチ</p>	<p>「全国たばこ喫煙者率調査」</p>	<p>平成24年2月1日</p>	<p>六条一丁目、東九条町、秋篠町 大正11年5月1日～平成4年4月30日生まれの男女</p>
<p>国立大学法人 奈良女子大学</p>	<p>「子育て期女性のサポート・ネットワークに関するアンケート調査」</p>	<p>平成24年2月8日</p>	<p>鵜町、小西町、角振町、寺町、中筋町、中新屋町、鍋屋町、花芝町、東城戸町、東寺林町、東向北町、大豆山突抜町、南市町、南風呂町、紀寺町、十輪院町、西紀寺町、東紀寺町一丁目～三丁目、毘沙門町、南紀寺町一丁目～五丁目、薬師堂町、今小路町、今在家町、押上町、川上町、川久保町、北半田東町、水門町、雑司町、手貝町、中御門町、東包永町、東笹鉾町、東之阪町、南半田東町、油留木町、大森町、瓦堂町、北京終町、杉ヶ町、中辻町、西木辻町、東木辻町、南魚屋町、南袋町、柳町、北市町、北魚屋東町、北半田中町、北袋町、阪新屋町、高天市町、内侍原町、西包永町、西笹鉾町、半田横町、南半田西町、法連佐保山一丁目、奈保町、今辻子町、大宮町一丁目～四丁目、大宮町六丁目～七丁目、三条大路一丁目、三条大宮町、三条添川町、三条本町、三条宮前町、西之阪町、尼辻北町、尼辻中町、尼辻南町、三条大路二丁目～五丁目、四条大路二丁目～五丁目、七条町、七条東町、西ノ京町、二条大路南三丁目、二条大路南五丁目、二条町二丁目～三丁目、大安寺一丁目～七丁目、八条一丁目、藤原町、古市町、八島町、横井町、横井一丁目～二丁目、横井七丁目、鹿野園町、杏町、西九条町、西九条町二丁目～三丁目、北永井町、北之庄町、出屋敷町、今市町、窪之庄町、柴屋町、田中町、山町、高樋町、中畑町、米谷町、南椿尾町、西大寺国見町一丁目～二丁目、西大寺小坊町、西大寺芝町一丁目～二丁目、西大寺新田町、西大寺高塚町、西大寺野神町一丁目～二丁目、西大寺南町、菅原町、疋田町一丁目～三丁目、疋田町五丁目、宝来町、横領町、若葉台一丁目～四丁目、柚ノ川町、中貫町、長谷町、矢田原町、横田町、水間町、赤膚町、五条二丁目～三丁目、五条西一丁目～二丁目、七条一丁目、七条西一丁目、六条一丁目～三丁目、六条西一丁目～六丁目、六条緑町一丁目～三丁目、秋篠早月町、秋篠三和町一丁目～二丁目、秋篠新町、西大寺赤田町一丁目～二丁目、西大寺北町一丁目～四丁目、西大寺栄町、西大寺新町一丁目～二丁目、西大寺宝ヶ丘、西大寺東町一丁目、西大寺本町、西大寺竜王町一丁目、敷島町一丁目～二丁目、佐保台二丁目～三丁目、佐保台西町、芝辻町一丁目～四丁目、邑地町、興ヶ原町、柳生町、柳生下町、大柳生町、大平尾町、阪原町、下狭川町、平清水町、法用町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁白石町、針町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、針ヶ別所町、上深川町 0歳から12歳未満の子どもと同世帯に居住する女性</p>
<p>内閣府経済社会研究所 (社)新情報センター</p>	<p>生活の質に関する調査</p>	<p>平成24年2月21日</p>	<p>大宮町二丁目、西大寺南町 15歳以上の男女</p>

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター (株)中央調査社	『『いきいきライフ』のための活動調査』	平成24年2月23日	田中町 65歳～84歳の男女（昭和2年4月～昭和22年3月末日生まれ）
日本銀行サービス局 (株)中央調査社	生活意識に関するアンケート調査	平成24年3月1日	南京終町三丁目～四丁目 満20歳以上の男女（平成4年4月30日生まれまで）
NHK放送文化研究所 (株)中央調査社	「2012年6月全国接触者率調査（テレビの見られ方などについての調査）」	平成24年3月22日	西大寺町、西大寺芝町二丁目 7歳以上（平成17年12月末日までに生まれた男女）
平成23年4月1日～平成24年3月31日閲覧者			(西部出張所)
閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
奈良県総務部知事公室長 松谷 幸和 (株)スペースビジョン 研究者 代表取締役 宮前 洋一	「平成23年度県民アンケート」	平成23年5月12日	西部管内地区20住所地から20歳以上の15名
NHK奈良放送局 局長 秋山 茂樹 同上	「6月全国個人視聴率調査」	平成23年5月17日	西登美ヶ丘六丁目～八丁目 明治生まれから平成16年生まれの14名
文部科学省国立教育政策研究所 所長 徳永 保 (株)日経リサーチ 代表取締役社長 伊東 信行	「OECD国際成人力調査」	平成23年6月9日	東登美ヶ丘五丁目～六丁目 16歳以上65歳以下の男女36名
朝日新聞マーケティング政策室 室長 高橋 純一 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「2011年新聞及びウェブ利用に関する総合調査」	平成23年8月4日	中登美ヶ丘一丁目、北登美ヶ丘一丁目 15歳以上の男女各23名 計46名
(株)時事通信社大阪支社 支社長 大室 真生 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「近畿・福井住民意識調査2011」	平成23年8月4日	学園南三丁目（22名）学園赤松町（21名） 20歳以上の男女 計43名
毎日新聞社世論調査室 室長 桜井 茂 同上	「第65回読書世論調査」	平成23年8月4日	学園大和町六丁目 16歳以上の男女16名

奈良県くらし創造部 人権施策課 課長 鍵田 徳光 (株)地域社会研究所 代表取締役社長 大 橋 浩	「若者の人権意識調査」	平成23年8月11日	西部管内全域 15歳以上～19歳以下の男女396名
奈良県産業雇用振興 部商業振興課消費振 興係 小嶋 宏平 (株)サーベイリサーチ センター大阪事務所 所長 中村 光明	「県内消費実態調査」	平成23年8月24日 ～26日	西部管内全域 20歳以上の男女557名
奈良県健康福祉部健 康づくり推進課 主 査 植田 徳満 (株)サーベイリサーチ センター大阪事務所 所長 中村 光明	「なら健康長寿基礎調査」	平成23年8月24日 ～26日	西部管内全域 20歳以上の男女940名
NHK奈良放送局 局長 泉谷 八千代 同上	「11月全国個人視聴率調査」	平成23年9月6日	西登美ヶ丘六丁目～八丁目 明治～平成16年生まれまでの14名
学習院大学 学長 福井 憲彦 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「平成23年度政治意識に関する調査」	平成23年9月7日	学園北一丁目1番～ 20歳以上の男女 10名
NHK放送文化研究 所世論調査部 世論 調査部長 塩田 幸 司 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「健康に関する国際比較調査」	平成23年10月3日	帝塚山南二丁目～三丁目 16歳以上の男女 12名
日本銀行情報サービ ス局 局長 鮎瀬 典夫 (株)日本リサーチセン ター 代表取締役社 長 鈴木 稲博	「生活意識に関するアンケート調査」	平成23年10月4日	三松一丁目～ 満20歳以上の男女 15名
NHK放送文化研究 所世論調査部 世論 調査部長 塩田 幸 司 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「情報とメディア利用についての調査」	平成23年10月13日	東登美ヶ丘一丁目～二丁目、東登美ヶ丘四丁目 16歳以上の男女 12名
国土交通省土地・建 設産業局 総務課調 整室 後藤 隆昭、 栗山 達 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「土地問題に関する国民の意識調査」	平成23年11月16日	南登美ヶ丘、学園緑ヶ丘一丁目10～11・14～16 満20歳以上の男女 14名

内閣府政策統括官付 参事官 安部 雅俊	「平成23年度食 育に関する意識 調査」	平成23年11月16日	学園南三丁目8番～ 20歳以上の男女 16名
社団法人新情報セン ター 事務局長 平 谷 伸次			
厚生労働省健康局 局長 外山 千也	「肝炎ウイルス 検査受検状況実 態調査」	平成23年11月17日	西千代ヶ丘三丁目、鳥見町一丁目～三丁目 20歳以上79歳以下の男女 210名
(株)サーベイリサーチ センター 代表取締 役 藤澤 士朗			
内閣府大臣官房政府 広報室 政府広報室 長 別府 充彦	「社会意識に関 する世論調査」	平成23年11月24日	中山町西三丁目～四丁目 満20歳以上の男女 30名
社団法人中央調査社 会長 中田 正博			
総務省情報通信国際 戦略局 局長 利根 川 一	「平成23年度通 信利用動向調査」	平成23年12月14日	学園大和町五丁目 1. 平成3年4月1日以前に生まれた男女 2. 20歳以上の世帯主及び6歳以上の世帯員 合わせて43名
(株)サーベイリサーチ センター 代表取締 役 藤澤 士朗			
国立大学法人京都大 学経済研究所 所長 矢野 誠	「家計パネル調 査」	平成23年12月28日	帝塚山一丁目～四丁目、帝塚山南五丁目 20歳～69歳の男女 25名
社団法人中央調査社 会長 中田 正博			
日本放送協会 営業 局長 畑中 富雄	「テレビ放送に 関するアンケー ト」	平成24年1月11日	1. あやめ池南八丁目・石木町 24名 2. 鶴舞西町・鶴舞東町 24名 3. 鳥見町四丁目 24名 4. 西登美ヶ丘一丁目 24名 5. 藤ノ木台三丁目・四丁目 24名 6. 帝塚山六丁目・学園中一丁目～三丁目 24名 16歳以上の男女 合計144名
(株)サーベイリサーチ センター 代表取締 役 藤澤 士朗			
日本たばこ産業株式 会社たばこ事業部 情報部長 田中 康 司	「全国たばこ喫 煙者率調査」	平成24年2月1日	1. 中登美ヶ丘四丁目 20名 2. 藤ノ木台四丁目・中町 20名 大正11年5月1日～平成4年4月30日生まれの男女 合 計40名
(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 若 杉 五馬			
平成23年4月1日～平成24年3月31日閲覧者 (北部出張所)			
閲覧の請求をした国若しくは地方公 共団体の名称又は申出者の氏名(法 人の場合は名称及び代表者又は管理 人の氏名)	請求事由(利用目的) の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
奈良県総務部知事公室長 松谷 幸和	平成23年度県民アンケ ー調査	平成23年5月12日	20歳以上の住民 神功一丁目15人 右京二丁目15人

株式会社 スペースビジョン研究所 代表取締役 宮前 洋一			朱雀四丁目15人 計45人
株式会社 時事通信社 大阪支社長 大室 真生	くらしと環境に関する 世論調査	平成23年 7月27日	20歳以上の住民 21人 神功一丁目
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博			
奈良県くらし創造部人権施策課 課長 鍵田 徳光	若者の人権意識調査	平成23年 8月12日	15歳から19歳の住民 神功地区 20人 右京地区 18人 朱雀地区 24人 左京地区 19人 計81人
株式会社 地域社会研究所 代表取締役社長 大橋 浩			
奈良県健康福祉部健康づくり推進課 主査 植田 徳満	なら健康長寿基礎調査	平成23年 8月23日	20歳以上の住民 神功地区 80人 左京地区 100人 計180人
(株)サーベイリサーチセンター 大阪事務所長 中村 光明			
奈良県産業雇用振興部 商業振興課 消費振興係 小嶋 宏平	奈良県消費実態調査	平成23年 8月30日	20歳以上の住民 右京地区 60人 朱雀地区 49人 計109人
(株)サーベイリサーチセンター 大阪事務所長 中村 光明			
内閣府大臣官房政府広報室長 別府 充彦	社会保障・税の番号制 度に関する世論調査	平成23年10月24日	20歳以上の住民 15人 右京一丁目
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博			
内閣府大臣官房政府広報室長 別府 充彦	自衛隊・防衛問題に関 する世論調査	平成23年11月21日	20歳以上の住民 15人 右京三丁目
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博			
日本放送協会 営業局長 畑中 富雄	テレビ放送に関するア ンケート	平成24年 1月12日	16歳以上の住民 38人 神功三丁目～四丁目 左京四丁目～六丁目
(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗			
日本放送協会 経理局長 福井 敬	放送に関する意識調査	平成24年 1月26日	16歳以上の住民 14人 神功三丁目
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博			
国立大学法人 奈良女子大学文学部 准教授 水垣 源太郎	子育て期女性のサポー ト・ネットワークに関 するアンケート調査	平成24年 2月 8日	末子年齢が0歳から12歳の子ども と同世帯に居住する女性77人(神 功地区19人、右京地区20人、朱雀 地区21人、左京地区17人)
内閣府経済社会研究所長 小野 善康	生活の質に関する調査	平成24年 2月17日	15歳以上の住民 20人 朱雀四丁目
社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次			

(平成25年 3月28日揭示済)

奈良市告示第196号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1

項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成25年 3月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 平成25年3月16日

2 指定事業者

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101944	株式会社愛	531-0072	大阪府大阪市 北区豊崎四丁 目6-27	元氣の里 青 空	630-8301	奈良県奈良市高 畑町636-1	自立訓練（生 活訓練） 就労移行支援 （一般型）
2910101951	特定非営利活動 法人奈良県社会 就労事業振興セ ンター	630-8114	奈良県奈良市 芝辻町二丁目 11番16号 圭 真ビル102	office K	630-8114	奈良県奈良市芝 辻町二丁目11番 16号 圭真ビル 102・103	就労継続支援 A型

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第197号

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱（平成18年奈良市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第3項中「前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療については、前々年の所得とする。）」を「前年（1月から7月までの間に受けた医療については前々年）の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得をいう。以下同じ。）」に改める。

第4条第2項第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第198号

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱（平成22年奈良市告示第340号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号を次のように改める。

(1) 平成25年3月1日から同年8月31日までに基準適合

自転車を購入した者 平成25年6月3日から同年9月17日まで

(2) 平成25年9月1日から平成26年2月28日までに基準適合自転車を購入した者 平成25年11月1日から平成26年3月17日まで

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

別記第1号様式中

「(3) 平成23年1月2日以後に奈良市に転入された場合は、転入前の住所地で発行された平成23年度分（平成22年中所得分）の市区町村民税の納税証明書又は非課税証明書」を

「(3) 平成24年1月2日以後に奈良市に転入された場合は、転入前の住所地で発行された平成24年度分（平成23年中所得分）の市区町村民税の納税証明書又は非課税証明書」に改める。

附則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成25年3月28日から施行する。

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第199号

奈良市点字図書給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市点字図書給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市点字図書給付事業実施要綱（平成7年奈良市告示第261号）の一部を次のように改正する。

第4条中「限度」の次に「とし、対象者1人につき、年間350,000円を限度額」を加える。

第5条を次のように改める。

(出版施設)

第5条 点字図書を給付することができる出版施設（以下「出版施設」という。）は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第200号

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱(平成22年奈良市告示第165号)の一部を次のように改正する。

別表中

11,735		11,475
10,475		10,955
9,825		10,165
6,495		6,235
5,235		5,715
4,585		4,925
6,275		6,015
5,015		5,495
4,365	を	4,705
11,260		11,002
10,000		10,482
9,350		9,692
7,850		7,590
6,590		7,070
5,940		6,280
7,860		7,600
6,600		7,080
5,950		6,290

に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第201号

奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱を廃止する告示

奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱(平成17年奈良市告示第443号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第202号

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱を廃止する告示

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成13年奈良市告示第133号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第203号

奈良市開発指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市開発指導要綱の一部を改正する告示

奈良市開発指導要綱(昭和62年奈良市告示第229号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(10) 特定用途建築物 建築基準法別表第1(イ)欄(1)に掲げる建築物(近隣に居住する者の利用に供する公民館若しくは集会場又は同法第85条の規定による許可を受けた建築物を除く。)をいう。

(11) 特定用途建築物の建築等 特定用途建築物を建築し、又は建築物の用途を変更して特定用途建築物とすることをいう。

第3条第2項中「次の」を「次の各号の」に改め、「該当するもの」の次に「及び特定用途建築物の建築等」を加える。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第204号

昭和62年奈良市告示第59号(教育委員会への事務委任)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

第4項中「及び幼稚園」を削る。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市告示第205号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に

基づき、次の市道の路線を廃止します。
その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第317号線	古市町2059番19地先から	古市町2059番22地先まで	L = 75.4 W = 6.0
2	北部第268号線	大森西町191番1地先から	大森西町172番1地先まで	L = 282.8 W = 0.8~6.4

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市告示第206号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に
基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	東部第390号線	下狭川町2992番地先から	狭川東町330番1地先まで	L = 175.5 W = 4.5~8.0
2	南部第317号線	古市町2059番19地先から	古市町2059番31地先まで	L = 99.4 W = 6.0~8.0
3	南部第705号線	東九条町493番13地先から	東九条町443番11地先まで	L = 34.3 W = 6.0~8.0
4	南部第706号線	古市町1618番1地先から	古市町1603番5地先まで	L = 236.6 W = 6.0~10.0
5	南部第707号線	古市町1604番2地先から	古市町1603番6地先まで	L = 22.0 W = 6.0~8.0
6	北部第268号線	大森西町191番1地先から	大森西町172番1地先まで	L = 297.9 W = 3.5~8.0
7	北部第749号線	法蓮町368番1地先から	法蓮町227番9地先まで	L = 211.7 W = 6.5~8.0
8	北部第750号線	西木辻町115番10地先から	西木辻町115番8地先まで	L = 109.0 W = 4.0
9	北部第751号線	法蓮町80番11地先から	法蓮町80番17地先まで	L = 73.5 W = 6.0~8.0
10	北部第752号線	法蓮町80番20地先から	法蓮町80番24地先まで	L = 26.5 W = 6.0~8.0
11	中部第1601号線	青野町111番6地先から	青野町111番2地先まで	L = 108.2 W = 6.0~8.0
12	中部第1602号線	あやめ池南七丁目584番地14地先から	あやめ池南七丁目584番7地先まで	L = 68.7 W = 6.0~12.0
13	中部第1603号線	四条大路四丁目1047番10地先から	四条大路四丁目1047番8地先まで	L = 35.2 W = 6.0~8.0
14	中部第1604号線	七条一丁目338番1地先から	西ノ京町394番1地先まで	L = 470.0 W = 8.8
15	中部第1605号線	六条一丁目453番3地先から	六条一丁目423番1地先まで	L = 290.0 W = 8.6
16	中部第1606号線	西ノ京町394番1地先から	西ノ京町399番3地先まで	L = 175.0 W = 9.5
17	中部第1607号線	西大寺宝ヶ丘737番1地先から	西大寺宝ヶ丘716番4地先まで	L = 134.9 W = 6.0~8.0
18	中部第1608号線	六条西二丁目1537番504地先から	六条西二丁目1537番508地先まで	L = 62.0 W = 6.0~8.0
19	中部第1609号線	六条西二丁目1537番496地先から	六条西二丁目1537番493地先まで	L = 66.0 W = 6.0~8.0

20	中部第1610号線	六条西二丁目1537番507地先から	六条西二丁目1537番493地先まで	L = 18.4 W = 4.0
21	中部第1611号線	押熊町208番3地先から	押熊町63番11地先まで	L = 101.9 W = 6.1~12.0
22	中部第1612号線	四条大路三丁目987番5地先から	四条大路三丁目900番1地先まで	L = 60.3 W = 6.0~12.0
23	西部第1341号線	三松一丁目762番1地先から	三松一丁目752番1地先まで	L = 77.5 W = 6.2~8.2
24	西部第1342号線	富雄元町一丁目576番3地先から	富雄元町一丁目576番1地先まで	L = 77.0 W = 6.0~8.0

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	東部第390号線	下狭川町2992番地先から	狭川東町330番1地先まで	L = 175.5 W = 4.5~8.0
2	南部第317号線	古市町2059番19地先から	古市町2059番31地先まで	L = 99.4 W = 6.0~8.0
3	南部第705号線	東九条町493番13地先から	東九条町443番11地先まで	L = 34.3 W = 6.0~8.0
4	南部第706号線	古市町1618番1地先から	古市町1603番5地先まで	L = 236.6 W = 6.0~10.0
5	南部第707号線	古市町1604番2地先から	古市町1603番6地先まで	L = 22.0 W = 6.0~8.0
6	北部第268号線	大森西町191番1地先から	大森西町172番1地先まで	L = 297.9 W = 3.5~8.0
7	北部第749号線	法蓮町368番1地先から	法蓮町227番9地先まで	L = 211.7 W = 6.5~8.0
8	北部第750号線	西木辻町115番10地先から	西木辻町115番8地先まで	L = 109.0 W = 4.0
9	北部第751号線	法蓮町80番11地先から	法蓮町80番17地先まで	L = 73.5 W = 6.0~8.0
10	北部第752号線	法蓮町80番20地先から	法蓮町80番24地先まで	L = 26.5 W = 6.0~8.0
11	中部第1601号線	青野町111番6地先から	青野町111番2地先まで	L = 108.2 W = 6.0~8.0
12	中部第1602号線	あやめ池南七丁目584番14地先から	あやめ池南七丁目584番7地先まで	L = 68.7 W = 6.0~12.0
13	中部第1603号線	四条大路三丁目1047番10地先から	四条大路三丁目1047番8地先まで	L = 35.2 W = 6.0~8.0
14	中部第1607号線	西大寺宝ヶ丘737番1地先から	西大寺宝ヶ丘716番4地先まで	L = 134.9 W = 6.0~8.0
15	中部第1608号線	六条西二丁目1537番504地先から	六条西二丁目1537番508地先まで	L = 62.0 W = 6.0~8.0
16	中部第1609号線	六条西二丁目1537番496地先から	六条西二丁目1537番493地先まで	L = 66.0 W = 6.0~8.0
17	中部第1610号線	六条西二丁目1537番507地先から	六条西二丁目1537番493地先まで	L = 18.4 W = 4.0
18	中部第1611号線	押熊町208番3地先から	押熊町63番11地先まで	L = 101.9 W = 6.1~12.0
19	中部第1612号線	四条大路三丁目987番5地先から	四条大路三丁目900番1地先まで	L = 60.3 W = 6.0~12.0

20	西部第1341号線	三松一丁目762番1地先から	三松一丁目752番1地先まで	L = 77.5 W = 6.2~8.2
21	西部第1342号線	富雄元町一丁目576番3地先から	富雄元町一丁目576番1地先まで	L = 77.0 W = 6.0~8.0

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成25年3月29日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	東部第390号線	下狭川町2992番地先から	狭川東町330番1地先まで	L = 175.5 W = 4.5~8.0
2	南部第317号線	古市町2059番19地先から	古市町2059番31地先まで	L = 99.4 W = 6.0~8.0
3	南部第705号線	東九条町493番13地先から	東九条町443番11地先まで	L = 34.3 W = 6.0~8.0
4	南部第706号線	古市町1618番1地先から	古市町1603番5地先まで	L = 236.6 W = 6.0~10.0
5	南部第707号線	古市町1604番2地先から	古市町1603番6地先まで	L = 22.0 W = 6.0~8.0
6	北部第268号線	大森西町191番1地先から	大森西町172番1地先まで	L = 297.9 W = 3.5~8.0
7	北部第749号線	法蓮町368番1地先から	法蓮町227番9地先まで	L = 211.7 W = 6.5~8.0
8	北部第750号線	西木辻町115番10地先から	西木辻町115番8地先まで	L = 109.0 W = 4.0
9	北部第751号線	法蓮町80番11地先から	法蓮町80番17地先まで	L = 73.5 W = 6.0~8.0
10	北部第752号線	法蓮町80番20地先から	法蓮町80番24地先まで	L = 26.5 W = 6.0~8.0
11	中部第1601号線	青野町111番6地先から	青野町111番2地先まで	L = 108.2 W = 6.0~8.0
12	中部第1602号線	あやめ池南七丁目584番14地先から	あやめ池南七丁目584番7地先まで	L = 68.7 W = 6.0~12.0
13	中部第1603号線	四条大路三丁目1047番10地先から	四条大路三丁目1047番8地先まで	L = 35.2 W = 6.0~8.0
14	中部第1607号線	西大寺宝ヶ丘737番1地先から	西大寺宝ヶ丘716番4地先まで	L = 134.9 W = 6.0~8.0
15	中部第1608号線	六条西二丁目1537番504地先から	六条西二丁目1537番508地先まで	L = 62.0 W = 6.0~8.0
16	中部第1609号線	六条西二丁目1537番496地先から	六条西二丁目1537番493地先まで	L = 66.0 W = 6.0~8.0
17	中部第1610号線	六条西二丁目1537番507地先から	六条西二丁目1537番493地先まで	L = 18.4 W = 4.0
18	中部第1611号線	押熊町208番3地先から	押熊町63番11地先まで	L = 101.9 W = 6.1~12.0
19	中部第1612号線	四条大路三丁目987番5地先から	四条大路三丁目900番1地先まで	L = 60.3 W = 6.0~12.0
20	西部第1341号線	三松一丁目762番1地先から	三松一丁目752番1地先まで	L = 77.5 W = 6.2~8.2
21	西部第1342号線	富雄元町一丁目576番3地先から	富雄元町一丁目576番1地先まで	L = 77.0 W = 6.0~8.0

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次の市道路線を平成25年3月29日から歩行者専用道路に指定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第742号線	西木辻町42番9地先から	西木辻町169番3地先まで	L = 268.0 W = 6.0~10.0
2	中部第1610号線	六条西二丁目1537番507地先から	六条西二丁目1537番493地先まで	L = 18.4 W = 4.0

(平成25年3月29日揭示済)

交付要綱(平成22年奈良市告示第156号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則

この告示は、平成25年3月29日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市告示第210号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成24年11月8日 奈良市指令都整開 第12A-34号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年3月29日 第1350号
公共施設 平成25年3月29日 第617号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町1319番の一部、1320番の一部、1321番の一部及び1322番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市芝辻町四丁目6番6
オーエスハウジング株式会社
代表取締役 大奥 英次
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市中山町1319番の一部、1320番の一部、1321番の一部及び1322番1の一部
 - 下水道
奈良市中山町1319番の一部、1320番の一部、1321番の一部及び1322番1の一部

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市告示第211号

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金
第1表 繰越明許費補正

- 追加分

款	項	事業名	金額
---	---	-----	----

奈良市告示第212号

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱(平成22年奈良市告示第157号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則

この告示は、平成25年3月29日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市告示第213号

平成25年3月29日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

- 平成24年度奈良市一般会計補正予算(第7号)
平成24年度奈良市一般会計補正予算(第7号)
平成24年度奈良市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。
(繰越明許費の補正)
第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

4 衛 生 費			6,000 ^{千円}
	3 清 掃 費	工 場 維 持 補 修 経 費	6,000
合 計			6,000

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市告示第214号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業8・6・3飛鳥公園、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業8・6・7平城宮跡歴史公園事業承認に係る変更図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課

(平成25年3月29日揭示済)